

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		子ども家庭局　こども施設企画課		093-582-2550			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
令和6年度子ども・子育て支援制度認定給付等管理システムにおける権限及びデータ抽出機能追加改修業務	株式会社日立製作所九州支社北九州支店	5,439,500	令和6年12月10日	当該事業者は、子ども・子育て支援制度認定給付等管理システムの構築事業者であり、また、本システムの仕様は非公開であるため、当該事業者しか本業務を履行することはできない。	自治法 施行令 第2号	5,473,325	
北九州市立堂山保育所給食調理業務	株式会社　のぼる	55,233,200	令和7年1月15日	保育所における給食については、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面での質の確保が図られた上で安定的に提供することが求められる。また、食育の観点から豊かな食体験の提供、地域での子育て支援も担うことから家庭や地域社会との連携も重要であり、調理業務を遂行する上では、これらに対応できるような調理技術を含む専門性や能力のある人材配置、実績等が必要である。 よって、価格のみの競争入札では、これらを有する事業者 に委託するという目的を達成できない恐れがあることから、 公募型プロポーザルにより、企画提案の応募を行った。 応募のあった企画提案について、学識経験者及び保育経験者からなる「北九州市立保育所給食調理業務受託候補者選定検討会」の評価、検討結果を受けて最高総合評価点となった当該事業者と、特命随意契約により委託契約を締結したものである。	自治法 施行令 第2号	55,233,200	
令和7年度子ども・子育て支援制度認定給付等管理システム保守及び運用業務	株式会社日立製作所九州支社北九州支店	15,840,000	令和7年3月31日	当該事業者は、子ども・子育て支援制度認定給付等管理システムの構築事業者であり、また、本システムの仕様は非公開であるため、当該事業者しか本業務を履行することはできない。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		子ども家庭局　こども施設企画課		093-582-2550			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
北九州市北方地域子育て支援センター運営業務	社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会	18,968,000	令和7年3月31日	北方地域子育て支援センターは、家庭支援推進保育地域に位置し、運営を円滑に行うにあたってはノウハウや経験が必要である。 加えて、本施設は「保育所外」に設置される施設であるため、周辺保育所と密接な連携を図りながら事業を行うことが必要となる。 （社福）北九州市小倉社会事業協会は、家庭支援推進保育のノウハウや経験を有していることに加え、本施設近隣の北方なかよし保育園（平成18年4月設置）を運営しており、保育所との連携を図りながら事業を実施することができる。 このため、本事業については（社福）北九州市小倉社会事業協会に委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		子ども家庭局子育て支援課		093-582-2410			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州市各区保健福祉課用基幹系端末の増設業務	株式会社九州日立システムズ北九州支店	1,496,000	令和6年10月25日	当業務は、本市のシステム連携の根幹である基幹系端末に係るものであり、基幹系端末、そのネットワーク環境を熟知している必要がある。これを構築・運用管理している当該業者しか業務を履行することができないため、特命随意契約を行う。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
妊産婦健診電子化サービス導入業務	母子モ株式会社	8,780,750	令和7年1月15日	本システムは、令和4年度に母子モ株式会社（当時株式会社エムティーアイ）が構築した乳幼児健診電子化サービスと関連して運用するものであり、他システム事業者が本システムを構築し、保守・運用等をすることは不可能であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
令和7年度乳幼児健診電子化サービス 運用保守業務	母子モ株式会社	11,600,000	令和7年3月24日	本業務は、当該業者が構築・開発した情報処理システムの保守業務であるため、当該業者以外では、改修することが困難であるため、当該業者と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		子ども家庭局子育て支援課		093-582-2410			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
母子手帳アプリ保守運用	母子モ株式会社	4,019,400	令和7年3月24日	本業務は、当該業者が構築・開発した情報処理システムの保守業務であるため、当該業者以外では、改修することが困難であるため、当該業者と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
2025年度母子保健システムの保守・運用業務	日本コンピューター株式会社	7,920,000	令和7年3月28日	本業務は、当該業者が構築・開発した情報処理システムの保守業務であるため、当該業者以外では、改修することが困難であるため、当該業者と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号